

2021年10月度留学生説明会「学生教育研究災害傷害保険について」

コロナの影響により学園祭の予定が変更されましたので、今回はテーマを変更し「学生教育研究災害傷害保険」などについて説明します。

1. 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）について

（1）学研災とは

- ・学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行うもので、1976年度に全国の大学の要請と協力の下、文部省の指導により創設された制度です。
- ・本学では、入学時の加入が義務付けられており、所属学生全員が加入しています。

（2）対象となる活動範囲

- ・学生（被保険者）が「教育研究活動中」に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。病気は対象外です。
- ・「教育研究活動中」とは「正課中」（授業中）、「学校行事中」（入学式など）、「課外活動中」（クラブ活動）を意味します。
- ・本学学生は「通学特約」に加入しており、本学が認めている経路・方法での通学中の事故も対象です。

（3）保険料

- ・全員が、入学時に4年間分の保険料3,300円（学納金の一部）を支払っています。
（期間が超過した場合は、年間1,000円を支払い）

（4）支払い保険金の金額

- ・保険金が支払われる治療日数の下限があります。
「正課中」・「学校行事中」： 1日から支払われます。
「通学中」・学校施設等相互間の移動中：
4日（治療日数が3日以下では支払われません）
「課外活動中」の場合： 14日（治療日数が13日以下では支払われません）

（5）保険金の請求手続き

- ① 事故発生直後「事故通知はがき」を記入し、保険会社へ送付（本人が対応）
- ② ・領収書を保管しておく
・治療費が10万円を超える場合は医師の診断書を入手
- ③ 治療が完了したら下記を学生課へ提出
・「学生教育研究災害傷害保険請求書」（本人記入欄を記入）
・治療費が10万円以下の場合は治療状況報告書を作成（10万円を超える場合は医師の診断書が必要）
・領収書のコピー
- ④ 大学で確認の上、③の書類を保険会社へ送付

（6）その他注意事項

- ・自動車、バイク通学事故の場合、「車両通学許可」がないと学研災の対象外となります。

2. 学納金について（9月22日の留学生説明会でお願いした内容）

後期の学納金をまだ支払っていない人は、すぐに庶務課へ延納願いを提出してください。
また、延納願いの最終期限は12月20日です。最終支払期限の前に、学納金支払の準備状況を確認するため、延納願いを提出した学生との面談を次のように行います。

- ・期間 12月1日から12月10日
- ・時間 各個人と相談
- ・場所 カフェテリア
- ・担当 学生部長（長友教授）及び学生課

※大学から各個人に電話をかけますので、しっかりと対応してください。

なお、11月末で学納金の支払いが終了した学生との面談は実施しません。

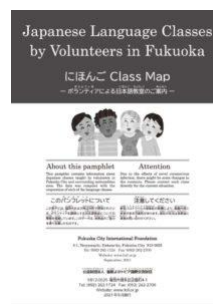
3. その他情報

○日本語教室について

福岡よかトピア国際交流財団のホームページに福岡市および
周辺市町で開催されている、ボランティアを講師とする
日本語教室についてマップ付きで紹介されています。

<https://www.fcif.or.jp/language/japanese-language-class/>

※パンフレットが大学にありますので希望者へ渡せます。



○消費生活トラブル注意情報について

福岡県消費生活センター、消費生活トラブル注意情報第50号
「FX自動売買ソフトで儲かる？先輩や友人からの
もうけ話に注意」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/145947.pdf>



※過去の事例（第49号まで）については下記に保存されています。
心配なことがある場合など参考にしてください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/soudan-trouble.html>

○スズメバチに注意

最近、校舎のまわりでスズメバチがみかけられていますので
注意しましょう。

